

令和 5 年 6 月 1 日現在

機関番号：24405

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2022

課題番号：18K12676

研究課題名（和文）共同所有関係における権利の行使と帰属に関する研究

研究課題名（英文）Research for relation between resort and belonging of coownership

研究代表者

吉原 知志（Yoshihara, Satoshi）

大阪公立大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：70805308

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,600,000円

研究成果の概要（和文）：共有に関する私法上の規律の課題は、判例の蓄積を踏まえた実務的な枠組みを示す具体的な検討が求められる段階にある。そして、具体的場面の多様性に鑑み、検討の対象を集団的な権利関係に広く及ぼしていく必要がある。そして、登記法など権利実現を補助する関連法の仕組みに配慮する必要がある。不動産を集団的に管理する規律を考える際は、不動産が都市空間に所在する性質から、空間の秩序との適合性を意識した個別制度の設計が求められる。その際は、実現の目指される利益の性質と、判断権限を有する主体（機関）の適合性という視点が必要となる。判断方法として決議を予定する場合は、その方法、争い方に工夫を要する。

研究成果の学術的意義や社会的意義

私人間の法律関係を定める法律の一般法である民法は、「権利の帰属する者自身による権利行使」という個人主義的な権利実現方法を前提としている。しかし、実社会には、シェアハウス、空き家、所有者不明土地問題など権利者の権利行使という私法の枠組みにも、あるいは公的機関の公的措置という公法の枠組みにも純粋な形式では適合しない事象が多く存在する。そのような一定の集団的な権利行使や管理を必要とする生活関係の考察には、民法の中で例外的に団体主義的・共同体主義的性質を有する共有規律の考え方は重要な意義を有する。本研究は、その解明を通じて、集団的な権利行使を制度設計する際の、基礎的視点を明らかにした。

研究成果の概要（英文）：The issue of private law discipline regarding sharing is at the stage where concrete consideration is required to provide a framework for dealing with practical issues such as the accumulation of judicial precedents. In view of the diversity of specific situations, it is necessary to expand the subject of consideration to collective rights relations. In doing so, it is necessary to consider the mechanism of related laws such as the registration law that assists the realization of rights.

When considering the rules for collective management of real estate, due to the nature of real estate located in urban spaces, it is necessary to design an individual system that is conscious of the compatibility with the locational order. In doing so, it is necessary to consider the nature of the benefits to be realized and the suitability of the subject that has the authority to make decisions. Regarding the majority rule, it is necessary to consider the procedure and the way of fighting.

研究分野：民法

キーワード：共有 帰属 行使 区分所有 公法 私法 団体 決議

1. 研究開始当初の背景

本研究代表者は、本研究課題の申請に先立ち、博士学位論文で「建物の区分所有等に関する法律」(区分所有法)の研究に取り組み、主に同法3条の「団体」(いわゆるマンション管理組合)の法的性質に焦点を当てることで、区分所有関係上の権利の性質の解明に取り組んだ。その際、分析の道具として権利の類型分けを行い、問題となる請求の根拠となる権利の「帰属」の仕方が、区分所有者に集団的であるか、それとも個別的か、という軸と、当該権利の「行使」の仕方が、集団的か個別的か、という軸を組み合わせることで、適切な権利実現のあり方を体系的に示し、とりわけ建物の集団的な利益の実現が問題となる場面では、「権利の帰属する者自身による権利行使」という通常の民法法の枠組みに囚われず、「団体」を主体として活用した権利実現の方法が適格的であることを明らかにした。そして、以上の研究成果を踏まえ、博士学位論文の末尾では、次のような問題提起を行った。上記のように、集団的な利益実現の方法として通常の民法法の枠組みから逸脱した方法が求められる場面は、必ずしも区分所有関係に限られず、実社会の生活関係に存在する利益の中に様々に存在すると思われる。このような利益は、必ずしも私人に排他的に割り当てられる私益と国家が管轄する公益に還元できるものではなく、一定の地域に散在する公益として存在する。このような公益には、上記博士学位論文で示した枠組みが妥当する可能性があり、これを検証する必要がある。

本研究は、以上の博士学位論文の問題関心を前提に、考察の対象を区分所有関係から民法の共有規律に広げ、共有に妥当する規律の解明を目指すものである。

2. 研究の目的

(1) 共有法の規律解明の意義

民法上の共有規律は、私的自治を基盤とした個人の単独行動を基本とする民法の規律の中で、多くの規律が例外的に複数人の協調的行動を前提としている点に特色を有する。そのため、共有規律の性質の解明は、私法の一般法である民法の中に、個人主義から離れた団体主義的・共同体主義的性質を見出すことを意味し、この知見を基礎として、実社会の生活関係に存在する利益実現の方法を分析することが可能となる。

(2) 私益と公益に還元されない様々な生活関係上の利益の実現方法の解明

上記のように共有規律の解明を通じて考察の対象とするのは、「権利の帰属する者自身による権利行使」という通常の民法法の枠組みに適合しない、実社会に存在する様々な生活関係である。そのような生活関係の例として、例えば、シェアハウス、空き家、所有者不明土地などを挙げることができる。シェアハウスは、基本的には契約関係や共有関係に還元して考えることができるものの、共同生活を営む関係という性質上、居住の利益の継続性をどう実現するか、という問題を意識する必要がある。あるいは、空き家、所有者不明土地の問題は、不動産の所有者自身による適切な権利行使、ないし管理が期待できないため、その所在する場所の自治体や地域コミュニティなど集団的な利害関係を考慮する必要が生じる。これらの例は、いずれも権利者の権利行使という私法の枠組みにも、公的機関の公的措置という公法の枠組みにも純粋な形式で適合しない点で、本研究の問題意識と連なる。共有規律の知見が直ちにこれらの法律関係に適用されるわけではないが、私法の一般法である民法上の規律から一定の範囲で集団的な権利実現の方法が導かれるのだとすれば、少なくともこうした法律関係の解明に際してそれがフレームワークとして機能することが期待される。

3. 研究の方法

(1) 私法上の規律の解明

共有規律の解明としては、共有に関する私法上の規律について適切な解釈を見出すことが第一の作業となる。そのような解釈を要する不明確な共有関係上の規律としては、まず、共有関係上の請求に関する判例の準則が挙げられる。これは具体的には、持分権に基づく主張と共有物全体に関わる主張とで権限の判断を異にするとの判例理論が、個別の事例で不徹底と思われる問題である。このような判例理論を扱うためには、前提として、持分権、共有関係の基礎的な理解を明らかにする必要がある。また、本研究が共有規律を通じて権利の集団的な実現方法を考察することに関心を有する点からすれば、狭い意味での(民法の共有規定のみが問題となる)共有関係のみを扱うのではなく、広い意味で集団的な権利実現が問題となる私法上の法律関係も考察の対象に含める必要がある。そのような法律関係として、「権利能力のない団体」が挙げられ、実際に、共有規律の解釈と絡めた解釈が従来試みられてきた。この法律関係を権利行使の権限という視点から明らかにする必要がある。

(2) 公法私法の横断的研究の必要性

私益と公益に還元されない様々な生活関係上の利益の実現方法を明らかにするという本研究の関心からは、単に民法上の共有規定の解釈、あるいは私法上の規律に取り組むだけでは足りず、

共益的な生活関係上の利益実現に関する法制度を総合的に解明する必要がある。民法上の共有関係については、所有者不明土地問題対策の立法対応がそのような検討の素材となる。さらに、博士学位論文で取り組んだ区分所有関係は、一方で民法の所有・共有関係を基盤とした私法上の法律関係として仕組みが作られ、他方で、近時、老朽化マンションの増加に対応するため、様々な立法対応がされており、公法私法の横断的研究の対象として適切な素材と考えられる。したがって、集団的な権利実現の適切な方法という観点で、これらの素材を扱うことが適当である。

4. 研究成果

(1) 共有関係に関する私法上の規律の解明作業

研究期間の前半は、主に私法上の規律の解明に取り組んだ。論文『『分割を前提としない共有』に関する一考察』では、共同所有を「狭義の共有」「含有」「総有」の3類型に分けて規律を考える伝統的な見解を批判的に取り上げ、戦前に3類型論を確立させた石田文次郎の研究に焦点を当てて、3類型論が基礎とする法史的認識の今日における妥当性を考察した。本論文では、日本における3類型論の生成と展開の学説史を整理し、石田の研究では「ローマ法＝個人主義＝狭義の共有」と「ゲルマン法＝団体主義＝総有」が対比されるが、このような素朴なローマ法認識は今日では疑う余地があることまでを示した。次に、論文「登記法の観点から見た近時の権利能力のない社団判例の検討」では、権利能力のない社団を債務者とする強制執行に関する最判平成22年6月29日民集64巻4号1235頁と、反対に社団が原告となって登記名義の移転を請求した最判平成26年2月27日民集68巻2号192頁を対象とし、登記の推定力と登記請求権に関する議論の蓄積を道具として分析を試みた。本論文は、権利能力のない社団の代表者の地位など団体の法的構造を明確にするにあたり、一見して団体法とは関わりをもたない登記法の技術的な仕組みを考慮する必要があることを明らかにした。これにより、私法上の規律を解明するにあたっては、権利の実現を補助する関連法の仕組みを読み解き、どのような枠組みの中で権利実現が図られているかを明確にする必要があることを明らかにすることができたと思う。

(2) 区分所有関係を題材とした公法私法横断的な規律の解明作業

研究期間のとりわけ後半は、区分所有関係を題材に、建物の管理方法について公法私法横断的に検討する作業に従事した。

まず、総論的な問題意識を明らかにするため、従来、区分所有法上の建替え決議制度を多数決による区分所有権の侵害と捉え、その最小限性が重視されてきた解釈態度に対し、それ以外の解釈方法はあるのかを検討した論文「マンション法における民事法学の『こだわりどころ』の分析」を、憲法学者による財産権保障論からの分析との応答企画として公表した。考察の結果、区分所有権の内容をどのようなものか考えるかには選択の幅があること、決議制度の分析としては、決定内容の適正性を担保する仕組みをどのように構築するかという制度形成論として臨むことが適切であることを示した。論文の細部を修正した上で、同稿は共著書籍『ミクロ憲法学の可能性』に収録された。従来解釈方法に対して一石を投じた内容のため、今後、批判への応答、細部を詰める制度設計の提示を通じて、さらに内容を深めていきたいと考えている。

そのような制度設計のあり方について、公法研究者、実務家との共同研究の場として「マンション法制研究会」を組織し、運営にあたり一部本研究課題の助成も受けることで、継続的に研究を進めている。そこででの討議の結果、不動産、とりわけ建物の管理については、老朽化することで倒壊の危険が発生することから、最終的な建替え・取壊しの局面と、これを可及的にストレスの少ないものとするための平常時の管理促進、という2つの局面に分けた上で検討を行うことが重要である、との知見が得られ、これに基づき研究を進めることとされた。

そこで、2020年の「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」改正により自治体によるマンション管理への関与が強められたことを念頭に、自治体の関与と私法上の管理のあり方について考察した論文「公と私の狭間にあるマンション管理」を公表した。同論文では、自治体による管理の後見的関与が私法の規律としても積極的に要請されるとの見方を示した。また、マンション法の制度設計を行う際の指針を明らかにする目的から、従来、主に行政法学で都市法を考察する際に用いられてきた「空間秩序」(Raumordnung)論を積極的に参照することが有益である、との見方を日本土地法学会2022年度学術大会シンポジウムで報告し、論文「都市法としてのマンション法」で明らかにした。従来、老朽化対策のための建替え要件や解消制度の利用可能性の私法上の枠組みの変動について、公益実現の視点が十分に取り入れられず、公益実現の文脈との連絡が適切にとられてこなかったことを問題と捉え、空間秩序論を参照することで、公的に設定される計画規範など公益の具体化された規範を階層的に整理し、マンション法制をその中に体系的に位置付けていくことを提唱した。これにより、公益の観点から正当化される建替え・解消制度の枠組みが可能となるとの見通しを提示した。この見方自体はまだ試論的な段階にあり、上記論文公表後、いくつかの研究会で報告を行い、批判を受けつつ、さらに構想の具体化を図っている。この作業を継続的に行うことを通じて、共同管理を要する建物の利益の実現方法として、公法上の規範の体系に組み込むことにより、私人の行動を公益適合的に操縦する、という一般的な枠組みの提示につなげていくことを見込んでいる。

(3) 集団的な管理に関する意思決定方法の解明作業

建替え決議制度の分析では、決定内容の適正性を担保する仕組みをどのように構築するかという制度形成論として臨むことが適切であることを示したが、そのような作業として、論文「区分所有関係解消決議の客観的要件に関する基礎的考察」を通じて、決議の効力発生要件として、行政機関ないし裁判所の決議認可制度を導入するとした場合の、それらの機関の判断主体としての意義を考察した。借地借家法上の正当事由制度に関する議論などを参照しつつ、都市空間に所在する建物の存続の判断において考慮されるべき利益という観点から分析を行った。

さらに、区分所有関係を題材とした集団的な権利実現方法の考察としては、決議という方法の私法上の規律の細部が明らかでないことに着目した調査を行い、「区分所有法上の決議訴訟制度導入の立法論的検討」、「区分所有関係上の権利の行使および義務の履行に関する権限集約の可能性」とそれぞれ題して研究報告を行った。区分所有関係では決議が後続の建替え・解消の実施措置の前提となるなど、決議成立に対する法的安定性が強く求められるにもかかわらず、特段の争訟手段限定の規律が置かれていない。そこで、区分所有関係上の決議について排他的な取消訴訟制度を導入する場合の課題について検討し、紛争の1回の解決を図るため係争対象の主張機会に関する規律を明確化するなど訴訟法上の規律を体系的に用意する必要があることを示した。報告の際に受けた指摘などを踏まえ、原稿にまとめたものを公表予定である。この研究は、建物を集団的に管理するにあたっての意思決定方法に関する私法上の規律を明確にする作業として位置付けられる。

(4) 共有関係上の規律解明に向けた準備作業の蓄積

研究期間を通じて、集団的な権利実現方法に関わるいくつかの判例評釈に従事した。例えば、団地建物の受電方式変更決議違反行為の不法行為責任が問題となった最判平成31年3月5日判タ1462号20頁、2筆の土地にまたがって建てられた1棟のマンションの敷地利用権の不足に基づく区分所有法10条の区分所有権売渡請求権が問題となった東京地判令和1年12月11日判時2462号22頁、マンションの共用部分の付合物の撤去を請求する権利の行使方法に関する最判昭和61年7月10日判時1213号83頁などである。また、2021年の民法・不動産登記法改正に関する解説の執筆にも携わったが、竹木の枝の切除に関する民法233条の改正について扱い、その際、共有竹木の共有者に対する切除請求の方法について考察を行った。共有竹木の切除は、共有物に関する請求方法が問題となる一場面である。これらの判例の研究を総合し、共有物について共有者が対応を求められる場面での規律の明確化を図ることを予定している。共有物について共有者が対応を求められる場面では、共有者の所有権ないし持分権の保障が問題となっているというより、共有物の問題に対処する権限のあり方が問題となっている。この視点から共有物に関する請求方法の枠組みの整理を前進させることを予定している。考察内容は2,3年の以内に研究報告を行い、論文として公表することを予定している。

(5) 考察結果のまとめ

積み残しの課題、未検討の課題も多く残されているが、ひとまず本研究の研究期間を通じて、ごく概略的には、以下のことを明らかにできたと考える。

共有に関する私法上の規律の課題は、伝統的な3類型論を代表とする理念型を大きく打ち出して検討する段階から、判例の蓄積など実務的課題に対処するための枠組みを示す詳細かつ具体的な検討が求められる段階に移ってきている。そして、集団的な権利実現方法という問題を立てる場合、具体的場面の多様性を視野に入れる必要性から、検討の対象を、共有規定の解釈として扱われる範囲に限定せず、「権利能力のない団体」のように団体関係として扱われる領域にも及ぼしていく必要がある。そして、その際には、登記法など権利実現を補助する関連法の仕組みを視野に入れていく必要がある。

権利実現を補助する関連法の仕組みを視野に入れた検討は、不動産の不適正管理の問題を考える上で大きく展開させることが求められる。不動産は都市空間の一定位置を占める存在であり、希少性、重要性などの性質から、空間の秩序に大きく配慮した制度形成が求められる。そのため、権利実現を補助する関連法の仕組みを積極的に構想していく必要が生じるのである。そして、個別の制度設計にあたっては、どのような性質の利益の実現をどのような主体（機関）が判断するのが適切か、という視点が不可欠であり、適宜、複数の主体の判断を組み合わせた仕組みも選択肢として考える必要がある。そして、各主体の判断について、その方法・効力が明確となり、かつ制度全体と適合するように仕組みを作り、解釈されなければならない。特に決議という判断方法については、民法学領域で検討が置き去りにされている感があるが、その方法、争い方に工夫を要する。

空間秩序論の発想からは、所有に伴う責任の存否も検討の俎上に乗る。共有関係を題材にすると、物について対処を求められた場面での被請求者の権限のあり方に着目する可能性が認められる。この観点からの研究は今後の課題となる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計14件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 6件）

1. 著者名 吉原 知志	4. 巻 69
2. 論文標題 建築請負契約の所有権帰属に関する覚書	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 大阪公立大学法学雑誌	6. 最初と最後の頁 605-636
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉原 知志	4. 巻 139
2. 論文標題 都市法としてのマンション法	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 市民と法	6. 最初と最後の頁 68-76
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉原 知志	4. 巻 504
2. 論文標題 公と私の狭間にあるマンション管理	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 4-7
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉原 知志	4. 巻 68
2. 論文標題 区分所有関係解消決議の客観的要件に関する基礎的考察	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 大阪市立大学法学雑誌	6. 最初と最後の頁 67～110
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.24544/ocu.20220908-002	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 吉原 知志	4. 巻 29
2. 論文標題 マンションの役員立候補に理事会の承認を要する規約の効力と不承認の不法行為責任	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 新・判例解説Wa t c h (日本評論社/T K C)	6. 最初と最後の頁 91-94
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 吉原 知志	4. 巻 751
2. 論文標題 2筆の土地にまたがって建てられた1棟のマンションについて、その専有部分の区分所有者がこれらの敷地のうちの1筆についてのみ借地権を有する場合に、借地権が設定されていない敷地の所有者が、当該区分所有者に対し、建物の区分所有等に関する法律10条に基づく区分所有権の売渡請求権を行使できるとされた事例	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 判例評論	6. 最初と最後の頁 7-12
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉原 知志	4. 巻 創刊
2. 論文標題 旅客船ツアー契約に関する一事例の検討	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 大経法学	6. 最初と最後の頁 116-140
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 吉原 知志	4. 巻 3
2. 論文標題 <書評>宮坂渉「1世紀プテオリおよびネアポリス近郊の帳簿と法 (Tabulae Pompeianae Sulpiciorum 60-65)」ローマ法雑誌 2号 49-156頁	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 ローマ法雑誌	6. 最初と最後の頁 144 ~ 158
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.14989/ARK3_144	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉原 知志	4. 巻 63(5)
2. 論文標題 老朽化マンション対策に必要な視点	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 月刊金融ジャーナル	6. 最初と最後の頁 44-45
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉原 知志	4. 巻 93(4)
2. 論文標題 マンション法における民事法学の「こだわりどころ」の分析	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 112-115
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉原 知志	4. 巻 155
2. 論文標題 団地建物の受電方式変更決議違反行為の不法行為責任	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 110-115
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉原 知志	4. 巻 39
2. 論文標題 改正民法における法定代位権者間の負担調整	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 香川法学 = Kagawa law review	6. 最初と最後の頁 1~56
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.57372/00004164	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 吉原 知志	4. 巻 39
2. 論文標題 登記法の観点から見た近時の権利能力のない社団判例の検討	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 香川法学 = Kagawa law review	6. 最初と最後の頁 187 ~ 246
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.57372/00004171	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 吉原 知志	4. 巻 38
2. 論文標題 「分割を前提としない共有」に関する一考察 (1) - 共同所有3類型論の批判的再検討?	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 香川法学 = Kagawa law review	6. 最初と最後の頁 1 ~ 28
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.57372/00004154	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計18件 (うち招待講演 3件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 吉原 知志
2. 発表標題 都市法としてのマンション法
3. 学会等名 北陸公法判例研究会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 吉原 知志
2. 発表標題 都市法としてのマンション法
3. 学会等名 マンション法制研究会・考慮事項研究会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 吉原 知志
2. 発表標題 区分所有関係上の権利の行使および義務の履行に関する権限集約の可能性
3. 学会等名 マンション法制研究会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 吉原 知志
2. 発表標題 区分所有法上の決議訴訟制度導入の立法論的検討
3. 学会等名 関西民事訴訟法研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 吉原 知志
2. 発表標題 区分所有権をめぐる憲法学と民法学の対話
3. 学会等名 日本土地法学会（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 吉原 知志
2. 発表標題 建築請負契約の所有権帰属に関する今日の議論状況について
3. 学会等名 大阪市立大学民法研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 吉原 知志
2. 発表標題 篠原報告へのコメント - 民法学からの関心のもち方
3. 学会等名 マンション再生研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 吉原 知志
2. 発表標題 北見報告へのコメント
3. 学会等名 マンション法制研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 吉原 知志
2. 発表標題 改正マンション管理適正化法下の管理組合と公共性に関する検討
3. 学会等名 マンション法制研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 吉原 知志
2. 発表標題 民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）改正の動向
3. 学会等名 大阪市立大学民法研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 吉原 知志
2. 発表標題 令和3年度民法改正の公法的側面の検討
3. 学会等名 北陸公法判例研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 吉原 知志
2. 発表標題 マンションの建替え・解消制度の立法論的検討
3. 学会等名 大阪市立大学民法研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 吉原 知志
2. 発表標題 マンションの建替え・解消制度の立法論的検討
3. 学会等名 比較区分所有法研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 吉原 知志
2. 発表標題 【民法学からのコメント】マンション建替え決議と財産権保障
3. 学会等名 「ミクロ憲法学の可能性」研究会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 吉原 知志
2. 発表標題 区分所有法における権利行使主体としての「団体」
3. 学会等名 比較区分所有法制研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 吉原 知志
2. 発表標題 区分所有法における権利行使主体としての「団体」
3. 学会等名 名古屋大学民事判例研究会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 吉原 知志
2. 発表標題 執筆原稿報告
3. 学会等名 借地権マンション研究委員会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 吉原 知志
2. 発表標題 登記法の観点から見た近時の権利能力のない社団判例の検討
3. 学会等名 四国民事実務研究会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計6件

1. 著者名 潮見 佳男、木村 貴裕、水津 太郎、高須 順一、赫 高規、中込 一洋、松岡 久和	4. 発行年 2023年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 242
3. 書名 Before/After 民法・不動産登記法改正	

1. 著者名 片桐 直人、上田 健介	4. 発行年 2023年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 392
3. 書名 ミクロ憲法学の可能性	

1. 著者名 潮見 佳男、道垣内 弘人	4. 発行年 2023年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 208
3. 書名 民法判例百選 総則・物権〔第9版〕	

1. 著者名 山野目 章夫、佐久間 毅、熊谷 則一	4. 発行年 2022年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 208
3. 書名 マンション判例百選	

1. 著者名 松本 恒雄、潮見 佳男、下村 信江	4. 発行年 2022年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 442
3. 書名 判例プラクティス民法 I 総則・物権〔第2版〕	

1. 著者名 堀竹 学、吉原 知志	4. 発行年 2019年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 240
3. 書名 新民法の分析 債権総則編	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------